

一部損壊以上の家屋の修繕に 市独自で支援金を交付します ～30万円以上の工事費を要する家屋修繕が対象～

平成30年(2018年)7月13日(金)

6月18日に発生した大阪北部地震で被災された市民の皆さまに、一日でも早く安心して暮らしていただけるよう、一部損壊以上の家屋の修繕に対して、市独自で支援金を交付します。
30万円以上の工事費を要する家屋修繕を対象とし、工事費が50万円未満の場合に3万円、50万円以上の場合には5万円を交付します。

1. 趣旨

6月18日に発生した大阪北部地震で被災された市民の皆さまに、一日でも早く安心して暮らしていただけるよう、一部損壊以上の家屋の修繕に対して、市独自で支援金を交付します。

なお、箕面市においても、今回の地震に起因して、6棟の半壊と400棟以上の一部損壊が確認されています。

2. 支援金の概要

地震により被災した一部損壊以上の家屋で、その修繕に30万円以上の工事費を要した場合に、工事費の額に応じて支援金を交付します。

(1) 交付額

- ・工事費30万円以上50万円未満 支給額3万円
- ・工事費50万円以上 支給額5万円

※工事費は税込額です。

※半壊の家屋に対しては、市から別途、災害見舞金5万円が支給されます。その他、義援金などの配分対象になります。

(2) 受付・問い合わせ

平成30年7月23日(月)から税務課で受付開始
税務課支援金専用ダイヤル 072-724-6715

(3) 必要書類

- ・罹災証明書の発行を受けている場合 工事費の領収書
- ・罹災証明書の発行を受けていない場合 工事費の領収書、修繕前後の写真

問い合わせ先
総務部 税務課
TEL 072-724-6709(直通)